

# 国立国会図書館の資料デジタル化 と雑誌の事前調整について

国立国会図書館  
(平成28年1月)

# 国立国会図書館の役割

- 納本制度を一層充実させて、国内出版物の網羅的収集に努めるとともに、印刷出版物にとどまらず、電子的に流通する情報を含め、様々な資料・情報を文化的資産として収集し、保存します。
- 国立国会図書館の収集資料を簡便に利用し、また必要な情報に迅速かつ的確にアクセスできるように、新しい情報環境に対応して、資料のデジタル化、探索手段の向上など、誰もが利用しやすい環境・手段を整備します。

「私たちの使命・目標2012-2016」から

# 資料デジタル化の経緯と予算

## 【経緯】

平成12年度～

資料デジタル化実施

- ・著作権処理を行いインターネットで公開（2～4万冊／年）

平成21年

著作権法改正（第31条第2項新設）

- ・国立国会図書館で保存目的のデジタル化が可能に

平成21, 22年度

大規模デジタル化事業実施

平成24年

著作権法改正（第31条第3項新設）

- ・図書館等への絶版等資料の送信が可能に

平成26年

図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）開始

## 【予算の推移】

（単位：億円）

年度	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21当初	22当初	23	24	25	26当初	27
予算	1.0	1.5	2.2	2.4	1.2	0.4	2.2	0.8	1.3	1.3	1.3	0	0	0.2	0.2	0.5

10年間で  
14億円

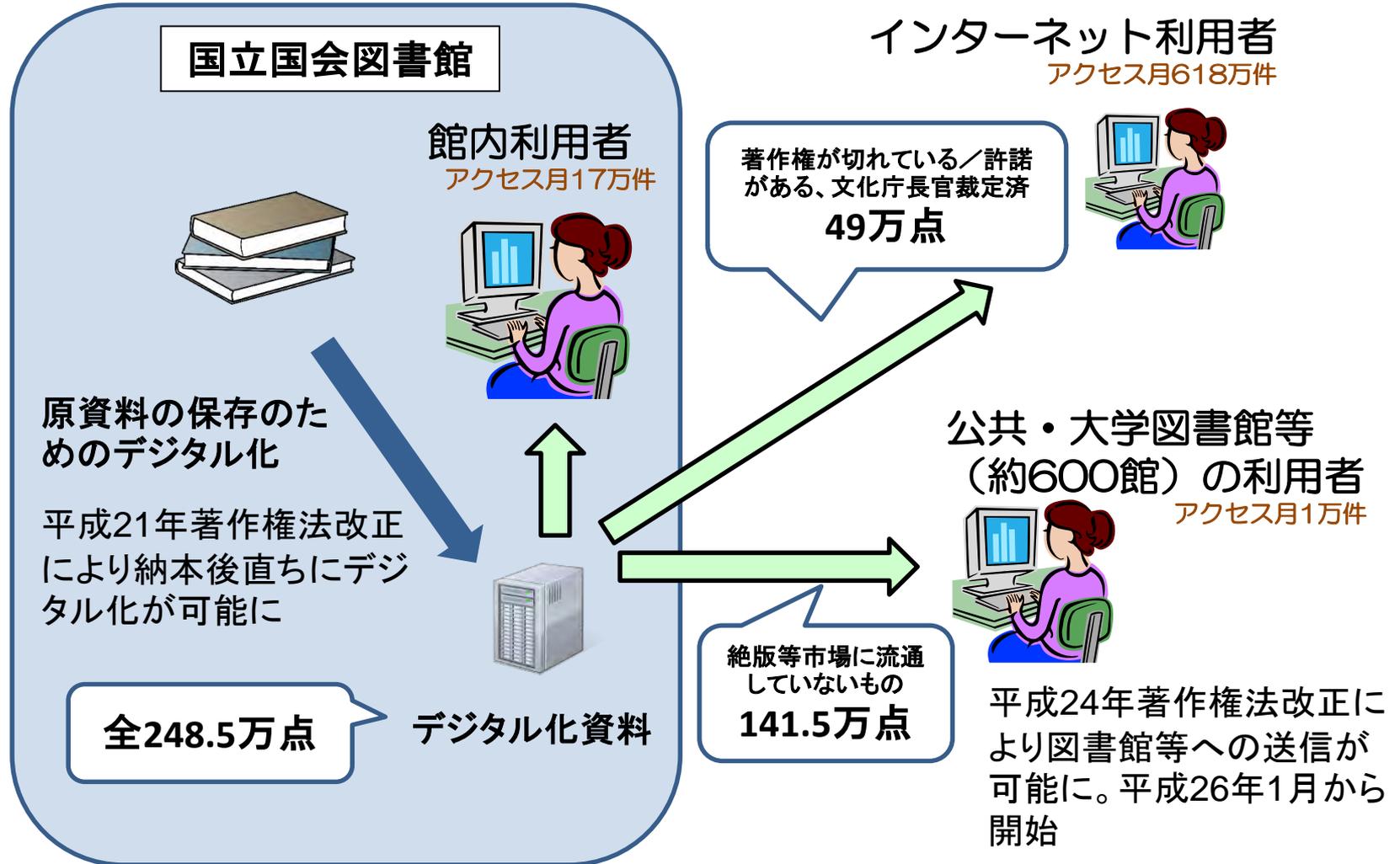


# 提供しているデジタル化資料数

資料種別	インターネット公開	図書館送信	国立国会図書館内限定	合計	年代・内容
図書	35万点	50万点	5万点	90万点	昭和43年までに受け入れた分
雑誌	0.9万点	78万点	45万点	123.5万点	平成12年までに発行された雑誌
古典籍	7万点	2万点	—	9万点	貴重書・準貴重書、江戸期以前の和漢書等
博士論文	1.5万点	11.5万点	1万点	14万点	平成3～12年度に送付を受けた論文
歴史的音源	0.1万点	—	4.8万点	5万点	昭和25年頃までのSP盤等
その他	5万点	—	2万点	7万点	官報、憲政資料、日本占領関係資料等
合計	49万点	141.5万点	58万点	248.5万点	

注)平成28年1月現在。概数のため、合計が合わない場合がある。

# デジタル化資料の提供状況

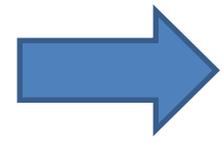


# 保存のためのデジタル化

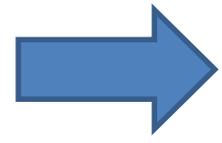
デジタル化しない場合



図書館資料



閲覧



資料の劣化  
利用不能

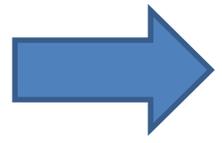
デジタル化した場合



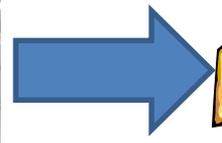
図書館資料



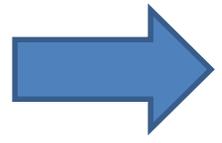
デジタル化＝原資料の代替



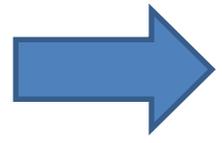
書庫で保管



原資料の保存



閲覧



将来の国民の利用

# 資料デジタル化の関係者協議による調整

- 国立国会図書館と権利者、出版者等の関係者間の協議の場として、  
「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を設置(平成20年9月～)
    - 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項」(平成21年3月)  
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999566\\_po\\_digitization\\_agreement01.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999566_po_digitization_agreement01.pdf?contentNo=1)
    - 図書館への限定送信に関するワーキングチームを設置(平成23年11月～)
    - 「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(平成24年12月)  
[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/digitization\\_agreement02.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/digitization_agreement02.pdf)
- この範囲において図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)を運用
- ・対象資料を絶版等の入手困難な資料に限定するため、出版者・著作(権)者等の協力を得て除外手続を実施
  - ・漫画・絵本、商業出版されている雑誌は送信を留保

# 関係者協議会 第一次合意の内容

- 基本方針
- 対象資料
  - ※H21補正予算での大規模デジタル化の際に、範囲を拡大することを資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会で確認
- 館内提供の実施に係る基本要件
- 雑誌デジタル化実施に当たっての「商業出版」との調整
- 今後の取組

# 雑誌のデジタル化に伴う調整

- 雑誌のデジタル化に当たって、国立国会図書館のデジタル化対象候補民間雑誌リストを公開し、事前に商業出版雑誌との調整を行います。
- リストをご覧のうえ、電子出版されている雑誌、または具体的な電子出版の計画がある雑誌について事前調整を行いたい場合には、お知らせください。
- デジタル化した雑誌は、国立国会図書館の館内で閲覧できます。図書館向けデジタル化資料送信サービスでは、商業出版雑誌は取扱いが留保されているため、送信されません。ただし、出版者からのお申出があって許諾を得られた資料については、インターネット公開をしています。

# 事前調整の流れ

## ○リストを確認する

・<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/periodicals.html>

に掲載しているリストを確認してください。

・リストは年2回(1月および7月)更新します。

・出版者順とタイトル順の2つのリストがありますので、使いやすい方のリストをご利用ください。

## ○デジタル化の事前調整のお申出

・電子出版されている雑誌、または具体的な電子出版の計画がある雑誌について、事前調整を行いたい場合には、下記の問い合わせ先へお知らせください。

### 【問い合わせ先】

電子情報企画課電子情報企画係

電話 03-3506-5167(直通)

FAX 03- 3581-0768

## ○当館による確認

当館は計画内容を確認したうえで、当館によるデジタル化の実施が出版活動に悪影響を与える場合(出版社が直接に経済的不利益を被ると判断できる場合等)には、デジタル化の事前調整を行います。